

支払日変更届

太枠内を必ずご記入ください。
(ご記入がない場合は、手続きいたしかねます。)

インターネットでも簡単にお支払い日の変更ができます。
http://vpass.jp/update/
Vpassにログイン後、「お支払い日の変更」をクリック
※「10日→26日」「26日→10日」への変更ができます。
※お支払い口座も変更をされる場合は、本用紙でお手続きをお願い致します。
※提携カード及び法人カード、一部の銀聯カード会員の方は、インターネットでの変更手続きはできません。

(問い合わせ先)FOR YOUデスク
0570-004-980
※この電話は東京・大阪へ着信し、通話料はお客様負担となります。
東京03(6627)4137 大阪06(6445)3501 でも承ります。
受付時間9:00～17:00 年中無休(12/30～1/3を除く)

自動払込利用申込書(収・加)、預金口座振替依頼書は、お支払い口座の変更がない場合も必ずご記入・ご捺印ください。

※ご記入された情報は、弊社登録情報の変更および会員規約・特約に基づいて利用されます。

記入必須項目									
フリガナ	法人単位でお支払いの場合は法人印または管理責任者印をご捺印ください。(個人でお支払いの場合はご捺印不要です。)								
本会員お名前 (法人名 代表者名)	印								
お電話	- -								
本会員番号 (代表会員番号) (いずれかご記入 ください。)									

変更項目	変更内容
カード代金のお支払い日 (いずれかに✓印)	1. ☒ 新お支払い日26日 (ご指定できないカードがございます) 2. ☒ 新お支払い日10日 (金融機関によっては8日)
お支払い口座の変更 (いずれかに✓印)	☒ あり ☒ なし (キャッシュカード一体型カードをお持ちの方が口座変更をされる場合は金融機関へお問い合わせください。)

(会社使用欄)	受付部店名	証印	担当者

ご注意(弊社発行のカード番号をご記入願います。)

●新お支払い日の適用月
[10日→26日]新お支払い日を26日に選択された方は、変更届が毎月1日頃までに到着したものは原則として翌月から新お支払い日となります。
[26日→10日]新お支払い日を10日に選択された方は、変更届が毎月15日頃までに当社に到着したものは原則として翌々月から新お支払い日となります。

●お支払い日
新お支払い日が10日の方は、カードでのご利用代金を毎月15日締切で翌月10日(新お支払い日が26日の方は、カードでのご利用代金を毎月月末締切で翌月26日)にお支払いいただきます。

●ご利用枠
お支払い日を変更致しますと、一時的にお支払い期間が延長します。まだお支払いの滞りがない金額の合計額がご利用枠を超えると、カードが利用できない場合がございますので、予めご留意願います。

●キャッシング
新お支払い日を適用した初回分については、利息計算期間及びご利用期間が約16日程長くなります。そのため、利息額が毎月の返済額を超えることもあります。この場合、毎月の返済額に加え利息全額をその月にご返済いただくことになります。お支払い日を変更した場合、貸金業法第17条第2項後段の規定に基づき、キャッシングご利用枠等の変更に関する書面が送付されます。

●お支払い日の再変更
お支払い日の変更は連続してできません。再度変更をご希望の場合は、2ヶ月後にお申出ください。

●預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
お支払い口座の変更有無に関わらず、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書は必ずご記入・ご捺印ください。

※お支払い日、及びお支払い口座変更完了のご確認は、「ご利用代金明細書」「ご利用代金WEB明細書(インターネット)」をご覧ください。



預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

収納企業名 1.三井住友カード株式会社 2.株式会社セディナ(旧クオーク)		年 月 日	
ゆうちょ銀行 (郵便局)	☐ 銀行 ☐ 組合 ☐ 金庫	☐ 支店 ☐ 出張所	預金種類 1 ☐ 普通 2 ☐ 当座
種目コード 1 6 6 3 0 1	契約種別コード 0 1	通帳記号 0	通帳番号(右つめてご記入ください。)
フリガナ		払込先口座番号 00110-3-92154	払込先加入者名 三井住友カード株式会社
お名前 (印)		金融機関お届け印 印	

サイン式口座の場合はサインを、印・サインともなしの口座の場合は「印なし」とご記入ください。

私(法人会員の方は「当社」、以下同じとする)は、上記収納企業に支払うべき代金を上記口座から支払うこととしたいので、下記事項確約のうえ依頼します。(ゆうちょ銀行は除く)

記

- 貴行(庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を当該口座から引落しのうえ支払ってください。
預金口座を指定した場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 引落日(当日が金融機関の休日の場合は翌営業日)において請求書記載金額が当該口座から引落すことのできる金額(預金口座を指定の場合、当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもまた貴行(庫、組合)任意の金額を指定日以降任意の日に引落しのうえ、支払資金の一部または全部に充当されてもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行(庫、組合)へ書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求書の送付がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、貴行(庫、組合)はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- 本取扱いについてかりに紛議が生じても、貴行(庫、組合)の責めによる場合を除き、貴行(庫、組合)には迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

カード会社使用欄

【依頼書の送付先】

〒542-8733

大阪南郵便局私書箱第160号

三井住友カード株式会社 変更センター宛

【差出人について】

封筒の裏面へ貴社名と所在地、ご担当者名を必ずご記入ください。